

人事委員会事務局指名業者選定等委員会要綱

(趣旨)

第1条 人事委員会事務局が所管する委託業務等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を図るため、人事委員会事務局指名業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 委託契約（予定金額が1件2,000,000円以下で見積合わせを行うものを除く。）又は予定金額が1件1,500,000円を超える賃貸借契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (2) システム（電子計算組織による処理を行うために必要なハードウェア及びソフトウェアをいう。）の選定及び入札仕様の審査等に関すること。
- (3) プロポーザル方式（一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、その提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法）による随意契約における契約業者の選定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	事務局長
委員	調査課長 任用課長

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、調査課長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めその意見又は説明を聴くことができる。

(選定の基準)

第6条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

(2) 過去の本市における委託業務等に係る成績の良否

(3) 他に受託している業務の進捗状況

(4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、調査課において処理する。

(プロポーザル方式に関する事務の取扱い)

第8条 第2条第1項第3号の規定に基づくプロポーザル方式による随意契約における指名業者の選定に関する事務の取扱いは、別途定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する。